

京都府警察スクールサポーター運用要綱の制定について（通達）

〔最終改正 令和 7. 2. 28 例規務第 4 号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしのことについて下記のように定め、平成29年 4 月 3 日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

京都府警察スクールサポーター運用要綱

1 趣旨

この要綱は、京都府警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 責務

スクールサポーターは、学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。以下同じ。）及び関係機関（京都府、市町村、教育委員会、福祉事務所その他の少年の健全な育成のための業務を行う機関をいう。以下同じ。）並びにボランティア等（少年指導委員、児童委員、保護司その他少年の健全な育成のためのボランティア活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）との緊密な連携の上に、自らの知識及び経験を生かした少年の非行及び犯罪被害を防止するための活動を行うことにより、少年の健全な育成を図ることを責務とする。

3 任用

スクールサポーターは、少年の非行及び犯罪被害を防止するための活動について知識及び経験を有する者であって、次に掲げる要件を満たしているもののうちから、警察本部長が任用するものとする。

- (1) 人格及び行動が優れていること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- (3) 健康で職務の遂行に必要な体力及び行動力を有すること。

4 身分等

スクールサポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とし、その任用期間、勤務日、勤務時間、休憩時間、休暇、服務及び退職については、会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する要綱の制定について（令和 2. 10. 14：例規務第34号）の例規通達に定めるところによる。

5 身分証明書

スクールサポーターは、その勤務時間中、非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定について（平成19. 3. 27：例規務第10号）の例規通達に定める身分証明書を携帯し、職務においてその身分を明らかにすることを求められたとき又は身分を明らかにする必要があるときは、これを呈示しなければならない。

6 職務

スクールサポーターは、学校への訪問等により、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 学校内外における少年の非行その他の問題行動に関する実態の把握
- (2) 学校及び関係機関並びにボランティア等に対する少年の非行及び犯罪被害を防止するための指導及び助言
- (3) 学校及び関係機関並びにボランティア等との連携により実施する学校内外のパトロール活動による少年の補導及び有害環境の浄化
- (4) 学校及び関係機関並びにボランティア等との連携による立ち直り支援活動の実施
- (5) 非行防止教室の実施
- (6) 薬物乱用防止教室の実施
- (7) 学校における不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施その他の児童・生徒の安全確保に関する支援
- (8) 学校警察連絡協議会への参加その他の少年の非行及び犯罪被害を防止するためのネットワークづくりに関する支援
- (9) 地域安全に関する情報の収集及び提供
- (10) その他所属長が少年の非行及び犯罪被害を防止するために必要と認める活動

7 配置等

(1) 配置

スクールサポーターを配置する所属（以下「配置所属」という。）は、少年課及び少年課長が指定する警察署とする。

(2) 勤務場所

スクールサポーターの勤務場所については、少年課に配置されたスクールサポーターにあつては少年課少年サポートセンターを、警察署に配置されたスクールサポーターにあつては当該警察署を拠点とするものとする。

(3) 勤務計画

配置所属の長（以下「配置所属長」という。）は、毎月25日までに、警察事務システムにより翌月分のスクールサポーターに係る勤務計画を策定するものとする。

8 派遣

(1) 派遣要請

警察署長（以下「署長」という。）は、少年課又は他の警察署に配置されているスクールサポーターによる支援を要するときは、スクールサポーター派遣要請書（別記様式第1号）により、スクールサポーターの派遣を少年課長又は他の署長に要請することができるものとする。

(2) 警察署への派遣

配置所属長は、前記8の（1）の要請を受けた場合において、スクールサポーターの派遣が可能であり、かつ、その必要性があると認めるときは、当該要請を行った警察署にスクールサポーターを派遣するものとする。

(3) 派遣中の運用

前記8の（2）の規定により派遣されたスクールサポーターの運用は、派遣先の署長が行うものとする。

9 運用担当者

- (1) 配置所属にスクールサポーターの運用担当者（以下「運用担当者」という。）を置

き、少年課にあつては少年サポートセンター副所長を、警察署にあつては生活安全課長をもって充てる。

- (2) 運用担当者は、スクールサポーターの適正かつ円滑な運用を図るため、所属長の命を受けて、自所属に配置されたスクールサポーターの運用を行うものとする。

10 警察車両の運転等

- (1) 警察車両の運転者の指名等

配置所属長は、スクールサポーターが職務を行うため警察車両を運転する必要があると認めるときは、自動車運転技能検定に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第4号。以下「技能検定訓令」という。）に基づく技能検定の級位の認定を受けさせた上で、安全運転及び警察車両の管理に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第12号。以下「安全運転訓令」という。）第18条の規定による運転者の指名を行うものとする。この場合において、スクールサポーターとして委嘱される前に警察職員であった者で、その在職中に技能検定訓令に基づく技能検定の級位の認定を受けていたものは、現に当該級位の認定を受けているものとみなすことができるものとする。

- (2) 私有車両の公務使用

配置所属長は、スクールサポーターが職務を行うため私有車両を使用する必要があると認めるときは、安全運転訓令に基づく私有車両の公務使用を承認するものとする。

11 報告

- (1) 勤務日誌による報告

スクールサポーターは、勤務時間中の活動結果等を警察事務システムに入力し、所属長（他の警察署に派遣されているときは、派遣先の署長。後記11の（2）及び（3）において同じ。）に報告しなければならない。

- (2) 学校カルテによる報告

スクールサポーターは、学校への訪問等により、少年の非行、地域安全等に関する特異事項について把握し、又は対応したときは、学校カルテ（別記様式第2号）に所要の事項を記載し、所属長に報告しなければならない。

- (3) 犯罪等に係る報告

スクールサポーターは、刑罰法令に抵触する事案、犯罪に関連し、若しくはそのおそれがある事案その他の警察措置を必要とする事案又は自ら対応することが困難若しくは不適当な事案を認知したときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

12 活動上の留意事項

スクールサポーターは、その職務の活動に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察職員及び他のスクールサポーターとの緊密な連携を保ち、迅速な事務処理に努めること。
- (2) 学校生活における児童・生徒に関する指導方針は学校長が定めるものであり、教職員が中心となって児童・生徒に対する指導を行うものであることを踏まえ、学校の運営に支障を及ぼすことのないよう教職員と十分に協議し、理解と協力を得ること。
- (3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害しないこと。

- (4) スクールサポーターには特別な権限が付与されていないことを十分認識し、職務の範囲を逸脱しないこと。
- (5) 受傷事故防止及び交通事故防止について、常に細心の注意を払うこと。
- (6) 服装を常に清潔かつ端正にし、品位ある態度の保持に努めること。

13 総括スクールサポーター

(1) 指定

少年課長は、スクールサポーターの職務の遂行を円滑に行わせるため必要があると認めるときは、少年課に配置されているスクールサポーターのうちから1人を総括スクールサポーターとして指定することができるものとする。

(2) 指導及び助言

総括スクールサポーターは、少年課長の指揮を受け、運用担当者と連携して、当該運用担当者が運用するスクールサポーターに対し、スクールサポーターの職務の遂行に関する指導及び助言を行うものとする。

14 指導監督等

(1) 指導監督カードの作成保管

京都府警察処務規程（昭和30年京都府警察本部訓令第19号）第43条、第44条及び第46条の規定は、スクールサポーターに対する指導監督について準用する。

(2) 研修

少年課長は、スクールサポーターの効果的な活動を推進するため、少年課及び少年課長が指定する警察署に配置されているスクールサポーターに対し、その勤務要領、職務範囲、事務処理要領等に関する研修を行うものとする。

15 専決

この通達に規定する所属長の事務のうち、前記11の（1）の規定による報告の受理については、警察署にあっては、副署長に専決させることができる。

16 細部事項

この通達に定めるもののほか、スクールサポーターの運用に関し必要な細部事項は、生活安全部長が別に定める。

（様式省略）